別記様式第７（第12条関係）（表面）

公共職業訓練等受講届

①受給資格者に関する事項	氏名				受給資格証番号		
	住所又は居所						
②公共職業訓練等に関する事項	(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
	(2)職種		(3)期間		(4)昼夜間の別	昼間・夜間	
	(5)受講開始年月日	令和　年　月　日	(6)終了予定年月日	令和　年　月　日			
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和　年　月　日 （公共職業訓練等の施設の長の職　氏名）						
③寄宿に関する事項	(1)寄宿の事実	有・無	(2)寄宿開始年月日	令和　年　月　日			
	(3)寄宿前の住所又は居所						
	(4)家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							

失業者の退職手当支給規則第12条第１項の規定により上記のとおり届けます。
令和　年　月　日
受給資格者氏名
公共職業安定所長　殿

※　処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定	所長	次長	課長	係長	係

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第７（第12条関係）（表面）

公共職業訓練等受講届

①受給資格者に関する事項	氏名				受給資格証番号		
	住所又は居所						
②公共職業訓練等に関する事項	(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
	(2)職種		(3)期間		(4)昼夜間の別	昼間・夜間	
	(5)受講開始年月日	令和　年　月　日	(6)終了予定年月日	令和　年　月　日			
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和　年　月　日 （公共職業訓練等の施設の長の職　氏名）						
③寄宿に関する事項	(1)寄宿の事実	有・無	(2)寄宿開始年月日	令和　年　月　日			
	(3)寄宿前の住所又は居所						
	(4)家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							

失業者の退職手当支給規則第12条第１項の規定により上記のとおり届けます。
令和　年　月　日
受給資格者氏名
公共職業安定所長　殿

※　処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定	所長	次長	課長	係長	係

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、令和四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○国土交通省令第五十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十一条の十四及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項の規定に基づき、国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。